

日常生活用具の種目・対象者等一覧表

【1】介護・訓練支援用具

品目	品目の主な性能	障がい及び程度			価格上限額	耐用年(月)数
		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者		
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢または体幹機能障がい2級以上			154,000 円	8年
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	下肢または体幹機能障がい2級以上(常時介護を要する者に限る。)で3歳以上の者	A判定で3歳以上の者		19,600 円	5年
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので心身障がい児、身体障がい者及び介護者が容易に使用し得るもの	下肢または体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る。)で学齢児以上の者			67,000 円	5年
入浴担架	心身障がい児、身体障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢または体幹機能障がい2級以上(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)で3歳以上の者			82,400 円	5年
体位変換器	介助者が心身障がい児、身体障がい者の体位を変換させるものに容易に使用し得るもの	下肢または体幹機能障がい2級以上(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)で学齢児以上の者			15,000 円	5年
移動用リフト	介護者が重度身体障がい児及び重度身体障がい者を移動させるためにあたって、容易に使用し得るもの。(ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	下肢機能または体幹機能障がい2級以上で3歳以上の者			159,000 円	4年
訓練いす	原則として付属テーブルをつけるものとする	下肢機能または体幹機能障がい2級以上で18歳未満3歳以上の者			33,100 円	5年
訓練用ベット	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢機能または体幹機能障がい2級以上で18歳未満学齢児以上の者			159,200 円	8年

【2】自立生活支援用具

■施設…施設入居者への給付可能

品目	品目の主な性能	障がい及び程度			価格上限額	耐用年(月)数
		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者		
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持浴槽への入水等を補助でき、障がい者または介助者が容易に使用し得るもの	下肢機能または体幹機能障がいで3歳以上の者			90,000 円	8年
便器	身体障がい者、心身障がい児が使用し得るもの(手すりをつけることができる)	下肢機能または体幹機能障がい(18歳以上の者については2級以上)で3歳以上の者			4,450 円	8年
頭部保護帽 施設	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	平衡機能または下肢若しくは体幹機能障がい者	A判定で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	1級で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	37,852 円	3年
T字状・棒状のつえ、杖用凍結路面滑り止め 施設	歩行時に身体を支え、安定させられるもの	平衡機能または下肢若しくは体幹機能障がい者			つえ 3,150 円 滑り止め 1,050 円	3年
移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり・スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具とする。	平衡機能または下肢若しくは体幹機能障がいで3歳以上の者			60,000 円	8年
特殊便器	足踏みペダル、ボタン等により温水温風を出し得るもの及び知的障がい児及び知的障がい者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの	上肢障がい2級以上で学齢児以上の者	A判定で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で学齢児以上の者		151,200 円	8年
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	聴覚障がい2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者ののみの世帯及びこれに準じる世帯)			15,500 円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るもの	障がい等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者ののみの世帯及びこれに準じる世帯)	A判定の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者ののみの世帯及びこれに準じる世帯)	2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者ののみの世帯及びこれに準じる世帯)	28,700 円	8年

電磁調理器	視覚障がい者、知的障がい児及び知的障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上の者(グループホームを除く)	火の始末や火元の管理について、著しく困難な障がい者のみの世帯及び、これに準じる世帯	41,000円	6年
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい者及び視覚障がい児が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上			7,000円	10年
聴覚障がい者 用屋内信号装置	音、音声等を視覚及び触覚等により知覚できるもの	聴覚障がい2級で18歳以上の者(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)			87,400円	10年
簡易着脱性 足部保温カバー	特殊な素材を使用し、足部の保温及び簡易な着脱の機能を有するもの	下肢機能障がい2級以上または下肢機能障がいを有すると認められる体幹機能障がい2級以上で18歳未満3歳以上の者			12,000円	2年

【3】在宅療養等支援用具

■施設…施設入居者への給付可能

品目	品目の主な性能	障がい及び程度			価格上限額	耐用年(月)数
		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者		
透析液加湿器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障がい3級以上で3歳以上の者			51,500円	5年
ネブライザー (吸入器)	障がい者及び障がい児が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障がい3級以上または同程度で学齢児以上の者			36,000円	5年
電気式たん 吸引器	障がい者及び障がい児が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障がい3級以上または同程度で学齢児以上の者			56,400円	5年
酸素ボンベ 運搬車	身体障がい者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う18歳以上の者			17,000円	10年
盲人用体温計 (音声式)	視覚障がい者及び視覚障がい児が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の者 (盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯)			9,000円	5年
盲人用体重計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の者 (盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯)			18,000円	5年

【4】情報・意思疎通支援用具

■施設…施設入居者への給付可能

品目	品目の主な性能	障がい及び程度			価格上限額	耐用年(月)数
		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者		
携帯用会話補助装置 施設	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使い得るもの	音声機能若しくは言語機能障がい者または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいを有する学齢児以上の者			98,800 円	5年
情報・通信支援用具 施設	視覚障がい者用ワープロソフト(入力文字を音声化)・画面拡大ソフト(強度の弱視者用に画面を拡大)・画面音声化ソフト(画面の文字を音声化)・インテリキー(障がいに合わせることができる大型キーボード)・ジョイスティック(マウスが使えない方のための操作棒)等	視覚障がいまたは上肢障害2級以上の者			100,000 円	5年
点字ディスプレイ 施設	文字等のコンピュータの画面情報を点字により示すことのできるもの	視覚障がい2級以上かつ聴覚障害2級以上の者			383,500 円	6年
点字器 施設	点字を打つための用具。点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの	視覚障がい者			10,712 円	7年
点字タイプライター 施設	視覚障がい者及び視覚障がい児が容易に使い得るもの	視覚障がい2級以上(本人が就労若しくは就学しているかまたは就労が見込まれる者に限る)			63,100 円	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー 施設	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児者が容易に使い得るもの	視覚障がい2級以上で学齢児以上の者			録音再生機 89,800 円 再生専用機 36,750 円	6年
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置 施設	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児者が容易に使い得るもの	視覚障がい2級以上で学齢児以上の者			98,000 円	6年
視覚障がい者用拡大読書器 施設	画像入力装置を読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	視覚障がいであって、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者			198,000 円	8年
盲目用時計 施設	視覚障がい者が容易に使い得るもの	視覚障がい2級以上。ただし、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者			触読時計 10,300 円 音声時計 13,300 円	10 年

聴覚障がい者用通信装置	一般的の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、聴覚障がい者及び聴覚障がい児が容易に使用し得るもの	聴覚障がい者または発声・発語に著しい障害を有する者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の者			71,000 円	5年
聴覚障がい者用情報受信装置 施設	字幕及び手話通訳つきの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	聴覚障がい者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者			88,900 円	6年
人工喉頭 施設	喉頭を全摘出したこと等により、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具	喉頭摘出者。電動喉頭の対象者は、職業上または学校教育上必要な者			72,203 円	5年
点字図書 施設	点字により作成された図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者			6タイトル または 24 卷 に係る経費	1年

【5】排泄管理支援用具

※紙おむつ・洗腸装具の新規申請時には医師の意見書が必要です。

■施設…施設入居者への給付可能

品目	品目の主な性能	障がい及び程度			価格上限額	耐用年(月)数
		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者		
収尿器 施設	排尿を自分の意思でコントロールすることができず、常時失禁状態にある者の収尿のための用具	脊髄損傷等による排尿障がい(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする者			男性用 15,862円 女性用 17,510円	1年
ストマ用装具 (1箇所当たり) 施設	大腸の切除等により人工肛門または人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具	腸管の切除または膀胱の切除によって肛門からの排便または膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている者。			蓄尿袋 11,639円 蓄便袋 8,858円	1月
紙おむつ 施設	ストマ用装具に代えて支給するもの(紙おむつ、脱脂綿、サラシ、ガーゼ)	①又は②のいずれかに該当する者 ①ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ用装具を装着できない者または二分脊椎による排尿機能障がいまたは排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。 ②脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意志表示が困難な者で、紙おむつ等の用具を必要とするもの			12,000円	1月
洗腸装具 施設	ストマ用装具・紙おむつに代えて支給するもの	上記と同じ			12,000円	6月

※1 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請があったときは、前回の給付日より上記の耐用年(月)数等の欄に規定する期間を経過していない場合で、次のいずれにも該当しないときは、給付対象外とする。

(1) 当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合

(2) 当該期間を経過した後に、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障がい者の用具の使用効果が向上する場合

※2 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく日常生活用具給付事業において給付を受けた種目については、給付を受けた耐用年数を引き継ぐ。